

# 与 薬 指 示 書

保護者氏名 \_\_\_\_\_

児童氏名 \_\_\_\_\_

病名（または症状） \_\_\_\_\_

今回の処方は            月            日    ~            月            日            日分

【保育所で飲ませる薬】（該当するものに○印，内容についてご記入ください。）

| 薬の内容 |  |    | 時 間                                                | 剤 型                                       |
|------|--|----|----------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 薬剤名  |  | 効用 |                                                    |                                           |
| 1    |  |    | 食 前 ・ 食後<br>食 間<br>その他<br>(                      ) | 粉 ・ 水薬<br>その他<br>(                      ) |
| 2    |  |    | 食 前 ・ 食後<br>食 間<br>その他<br>(                      ) | 粉 ・ 水薬<br>その他<br>(                      ) |
| 3    |  |    | 食 前 ・ 食後<br>食 間<br>その他<br>(                      ) | 粉 ・ 水薬<br>その他<br>(                      ) |

※特記事項（具体的な指示や注意事項すべき副作用等）

- 
- 
- 

年            月            日

医療機関名

医師名

印

電話

保護者の皆様へ

## 一乗寺保育園

### 保育所での薬の取り扱いについて

保育所に保護者が来所できず、医師の処方上やむを得ない場合に、保護者の依頼に基づき保護者の責任のもとに、保育所職員が保護者に代わって与薬を行います。

つきましては、与薬が必要となった場合、下記の点についてご承諾の上、必要書類の提出をお願いいたします。

- ① やむを得ず保育時間中に与薬する必要がある場合についてのみ、与薬を行います。受診時には、必ず医師に保育所に通所していることを伝え、できるだけご家庭で与薬できるように相談してください。
- ② 与薬を依頼される薬は、その依頼時の疾病についてその時点で医師が処方した処方期間内の薬のみとし、市販薬やそれ以前に処方された薬はお受けできません。また、頓服薬は与薬の判断ができないため、原則預かることができません。
- ③ 坐薬がやむを得ず必要になる場合は、保護者、保育所、主治医で面接を行うことを原則とします。なお、使用に当たってはその都度保護者に連絡し、了解を得た上で使用します。ただし、使用する坐薬は一度ご家庭で使用したことのあるものに限りさせていただきます。
- ④ お子さんが幼児の場合は、ご家庭で事前に与薬についてお話しください。お子さんが服用を嫌がったり、吐いた場合は安全のため与薬を行わない場合があります。

#### 【薬を持参される場合の注意事項について】

一回分の薬（外用薬はこの限りではありません）  
医師の「与薬指示書」、「薬剤情報提供書」  
保護者の「与薬依頼書」

⇒ 登所時に職員へ手渡ししてください

文書の添付がない場合や記入漏れがある場合、持参された薬が所定の形態でない場合等はお受けできません。

- 内服薬は1回分のみ預かります。外用薬や緊急時対応等の薬は毎回降所時に返却します。薬袋や容器に「氏名」、「クラス」、「与薬時間」を記入してください。
- 「与薬指示書」「薬剤情報提供書」「与薬依頼書」は再提出が必要です。緊急時対応や慢性疾患等の薬は、薬剤や薬量等が変更された際に再提出をしてください。変更が無い場合は年に一度、再提出をしていただきます。